

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8月23日
【会社名】	P C I ホールディングス株式会社
【英訳名】	P C I H o l d i n g s , I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天野 豊美
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目 1 番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区南砂二丁目 1 番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 617,000,000円 引受人の買取引受による売出し 131,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 118,000,000円 (注) 1 . 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 . 売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年 8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 . 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 . 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年8月23日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から54,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成28年8月23日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式54,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成28年8月30日(火)から平成28年9月2日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	300,000株	617,000,000	308,500,000
計(総発行株式)	300,000株	617,000,000	308,500,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年8月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１．２． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）１．２．	未定 （注）１．	100株	自 平成28年9月5日(月) 至 平成28年9月6日(火) （注）３．	1株につき発行価格と同一の金額	平成28年9月9日(金)

（注）１．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年8月30日（火）から平成28年9月2日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.pci-h.co.jp/ir/news.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

２．前記「２ 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年8月29日（月）から平成28年9月2日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年8月30日（火）から平成28年9月2日（金）までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成28年8月30日（火）の場合、申込期間は「自 平成28年8月31日（水） 至 平成28年9月1日（木）」

発行価格等決定日が平成28年8月31日（水）の場合、申込期間は「自 平成28年9月1日（木） 至 平成28年9月2日（金）」

発行価格等決定日が平成28年9月1日（木）の場合、申込期間は「自 平成28年9月2日（金） 至 平成28年9月5日（月）」

発行価格等決定日が平成28年9月2日（金）の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。

５．申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

６．申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、平成28年9月12日（月）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（3）【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	228,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	14,400株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	14,400株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	10,800株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	10,800株	
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	7,200株	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	7,200株	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	3,600株	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	3,600株	
計		300,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
617,000,000	8,000,000	609,000,000

（注）1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成28年8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額609,000,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限109,000,000円と合わせた手取概算額合計上限718,000,000円について、420,000千円（平成29年9月期：170,000千円、平成30年9月期：125,000千円、平成31年9月期：125,000千円）を連結子会社への投融資資金に、30,000千円（平成29年9月期：20,000千円、平成30年9月期：10,000千円）を社内システム投資に、残額を平成28年9月期において、金融機関より運転資金として借り入れた短期借入金の返済に充当する予定であります。

投融資資金については、いずれも連結子会社であるP C I ソリューションズ株式会社への投融資を予定しており、その使途は以下のとおりであります。

人的リソースの確実な確保に向け、新卒採用に係る大学の就職課訪問や会社説明会の開催等を中心とした従来型の手法に加え、同手法から成功報酬型の人材紹介会社を活用した手法への比重を高めていくことを企図し、これらの採用活動費として60,000千円（平成29年9月期：10,000千円、平成30年9月期：25,000千円、平成31年9月期：25,000千円）を充当する予定であります。

事業拡大に伴う東京本社オフィス移転に係る運搬費として5,000千円、移転先の共有部造作に係る設備費用として5,000千円、現行オフィスをソフトウェア開発センターとして改装するための設備費用及び開発環境向上のためのP C等ソフトウェア開発に必要な機器類の設備費用として75,000千円、並びに大阪事業所の移転及び設備費用として10,000千円、合計95,000千円（平成29年9月期）を充当する予定であります。

V-Lowマルチメディア放送（1）の受信機能関連及びV2X（2）技術の応用、並びにIoT（3）/IoE（4）ソリューション事業（5）における先進技術を用いた新規事業開拓の研究開発費として265,000千円（平成29年9月期：65,000千円、平成30年9月期：100,000千円、平成31年9月期：100,000千円）を充当する予定であります。

また、P C I ソリューションズ株式会社には平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく増資資金の一部につき投融資をしており、当該投融資に係る同社の充当計画、充当実績（本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在）及び今後の充当見込みは以下のとおりであります。

項目		区分	平成28年9月期まで	平成29年9月期	合計
投融資 (P C I ソ リューションズ 株式会社)	人材採用に係る費用への充当	充当計画	15,000千円	15,000千円 (注1)	30,000千円
		充当実績	15,000千円	-	15,000千円
		充当見込	-	15,000千円	15,000千円
	東京本社オフィス移転等に係る敷金、内装工事、什器・備品への充当	充当計画	-	150,000千円 (注2)	150,000千円
		充当実績	-	-	-
		充当見込	-	150,000千円	150,000千円
	研究開発に係る費用への充当	充当計画	105,000千円	35,000千円 (注3)	140,000千円
		充当実績	105,000千円	-	105,000千円
		充当見込	-	35,000千円	35,000千円

(注1) 平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち15,000千円については、平成29年9月期に主に従来型の採用手法の強化のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載しております10,000千円につきましては、成功報酬型の人材紹介会社を活用した採用費用として、充当を予定するものであります。

(注2) 平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち150,000千円については、平成29年9月期にオフィス移転・増床（移転先敷金、内装工事、什器・備品購入等）のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載しております95,000千円のうち、10,000千円につきましては、上述のオフィス移転・増床に係る運搬費（5,000千円）及び共有部造作に係る設備費用（5,000千円）として、追加で充当を予定するものであり、85,000千円につきましては、現行オフィスをソフトウェア開発センターとして改装するため設備費用及び開発環境向上のためのP C等ソフトウェア開発に必要な機器類の設備費用（75,000千円）、大阪事業所の移転及び設備費用（10,000千円）として、新たに充当を予定するものであります。

- (注3) 平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち35,000千円については、平成29年9月期にV-Lowマルチメディア放送受信のための基盤となる共通プラットフォームソフトウェア開発を主とした研究開発のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載してあります65,000千円につきましては、V-Lowマルチメディア放送の受信機器の多様化対応に加え、V2X技術の応用等のための研究開発費用として、充当を予定するものであります。

社内システム投資については、事業及びグループ拡大に伴う連結会計処理の正確性・効率性向上及び早期化を目的とした連結会計システム等の導入による資金として30,000千円を充当する予定であります。

上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

- (1) V-Lowマルチメディア放送
V-Low帯（地上アナログテレビ終了後に空いたVHF帯の周波数跡地のうち、90MHz～108MHzの帯域を指す）の放送電波と通信回線を使用し、主に移動体端末向けに音声・映像・データ等のコンテンツの配信を行う新しい放送の形態のこと。
- (2) V2X：(Vehicle to X)
自動車(Vehicle)と自動車、あるいは自動車と他の様々な機器やモノ(X)とを、通信でつなげること。
- (3) IoT：(Internet of Things)
コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、様々な「モノ」に通信機能を持たせ、インターネットに接続、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。
- (4) IoE：(Internet of Everything)
IoTよりも広い概念であり、ヒト・モノ・プロセス・データ等がインターネットにつながり、相互に通信が可能となる技術や状態、仕組みのこと。
- (5) IoT/IoEソリューション事業
当社グループの事業区分の一つであり、当社グループ各事業における数多くの開発実績を背景に、IoT/IoE技術のベースとなる通信技術・組込み制御技術・アプリケーション技術等の当社グループの強みを活かし、ソリューションの提案あるいは顧客企業との共同開発を行う事業のこと。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年8月30日（火）から平成28年9月2日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	60,000株	131,000,000	埼玉県さいたま市中央区 天野 豊美 40,000株 東京都新宿区四谷二丁目11番地 株式会社Y&U 10,000株 千葉県松戸市 岩橋 正治 10,000株

- （注）1．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4．売出価額の総額は、平成28年8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 （円）	引受 価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値（当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値）に0.90～1.00を 乗じた価格（1円未 満端数切捨て）を仮 条件とします。	未定 (注) 1. 2.	自 平成28年 9月5日(月) 至 平成28年 9月6日(火) (注) 3.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	右記金融商品 取引業者及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年8月30日（火）から平成28年9月2日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.pci-h.co.jp/ir/news.html>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成28年9月12日（月）であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年8月29日（月）から平成28年9月2日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年8月30日（火）から平成28年9月2日（金）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年8月30日（火）の場合、申込期間は「自 平成28年8月31日（水） 至 平成28年9月1日（木）」

発行価格等決定日が平成28年8月31日（水）の場合、申込期間は「自 平成28年9月1日（木） 至 平成28年9月2日（金）」

発行価格等決定日が平成28年9月1日（木）の場合、申込期間は「自 平成28年9月2日（金） 至 平成28年9月5日（月）」

発行価格等決定日が平成28年9月2日（金）の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	60,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	54,000株	118,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から54,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.pci-h.co.jp/ir/news.html>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成28年8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1 .	自 平成28年 9月5日(月) 至 平成28年 9月6日(火) (注) 1 .	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	-	-

(注) 1 . 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 . 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 . 申込証拠金には、利息をつけません。

4 . 株式の受渡期日は、平成28年9月12日（月）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日（火））現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成28年9月12日（月）に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から54,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、54,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成28年8月23日（火）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式54,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成28年9月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1 .

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年9月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2 .）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割

当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 54,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成28年9月27日(火) |
| (6) 払込期日 | 平成28年9月28日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年8月30日(火)の場合、「平成28年9月2日(金)から平成28年9月23日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成28年8月31日(水)の場合、「平成28年9月3日(土)から平成28年9月23日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成28年9月1日(木)の場合、「平成28年9月6日(火)から平成28年9月23日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成28年9月2日(金)の場合、「平成28年9月7日(水)から平成28年9月23日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である天野豊美、株式会社Y&U及び岩橋正治は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙及び裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.pci-h.co.jp/ir/news.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年8月24日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年8月30日から平成28年9月2日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成27年8月4日から平成28年8月12日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成27年8月4日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



（注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2．P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

- ・平成27年8月4日から平成27年9月30日については、平成27年6月30日提出の有価証券届出書の平成26年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成27年10月1日から平成28年3月28日については、平成27年9月期有価証券報告書の平成27年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成28年3月29日から平成28年8月12日については、平成27年9月期有価証券報告書の平成27年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用（平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため。）。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年2月23日から平成28年8月12日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
P C I ソリュー ションズ株式会社	東京本社（東京 都江東区） (注) 3 .	移転後東京本 社オフィス	155,000 (注) 4 .		当社から の融資資 金 (注) 5 .	平成29年 9月期 (注) 7 .	平成29年 9月期 (注) 8 .	(注) 9 .
P C I ソリュー ションズ株式会社	開発センター (東京 都江東 区)	開発オフィス 及びP C 等ソ フトウェア開 発に必要な機 器	75,000		当社から の融資資 金 (注) 6 .	平成29年 9月期 (注) 7 .	平成29年 9月期 (注) 8 .	(注) 9 .
合計			230,000					

(注) 1 . 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . 当社では、資産をセグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

3 . P C I ソリューションズ株式会社東京本社の所在地は、東京都江東区であります。移転先につきましては現在のところ未定であります。

4 . 投資予定金額には、敷金・保証金等を含んでおります。

5 . 投資予定金額155,000千円の内、150,000千円は、平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく増資資金の融資、残りの5,000千円は今回の増資資金の融資であります。

6 . 今回の増資資金の融資であります。

7 . 着手予定年月については平成29年9月期中を予定しております。

8 . 完了予定年月については平成29年9月期中を予定しております。

9 . 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）及び四半期報告書（第12期 第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日（平成27年12月21日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

平成27年12月22日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成27年12月18日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円（普通配当金：70円、記念配当金：10円）

配当総額134,184,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、経営環境に迅速に対応可能な経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）を変更するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものです。なお、定款第29条第2項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役7名選任の件

天野豊美、関谷恵美、岩橋正治、栗田健史、井口直裕、原口直道及び坂本忠弘の計7名を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	8,491	15	-	（注）1	可決 98.96
第2号議案	8,492	14	-	（注）2	可決 98.97
第3号議案					
天野 豊美	8,469	37	-	（注）3	可決 98.71
関谷 恵美	8,470	36	-		可決 98.72
岩橋 正治	8,470	36	-		可決 98.72
栗田 健史	8,469	37	-		可決 98.71
井口 直裕	8,467	39	-		可決 98.68
原口 直道	8,467	39	-		可決 98.68
坂本 忠弘	8,468	38	-		可決 98.69

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

II 平成28年8月1日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 株式会社 Y & U

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,372個	10.00%
異動後	3,372個	9.93%

- （注）1．議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 4,400株
- 2．平成28年8月1日（新株予約権行使後）現在の発行済株式総数 3,401,200株
- 3．異動前の総株主等の議決権に対する割合は、33,714個を基準に算出しております。異動後の総株主等の議決権に対する割合は、異動前の総株主等の議決権の数33,714個に、平成28年8月1日付で、新株予約権（ストック・オプション）の行使により増加する株式数に係る議決権の数254個を加算して算出した議決権の数33,968個を基準に算出しております。
- 4．総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 5．平成28年3月31日現在の株主名簿を基準に、当社において推定したものを記載しております。

(3) 当該異動の年月日
平成28年 8 月 1 日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 660,074,200円
発行済株式総数 普通株式 3,401,200株

4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（平成28年 8 月 23日）までの間において次のとおり増加しています。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年10月1日～ 平成28年3月31日 （注）1．	8,800	1,686,700	2,816	653,541	2,816	621,996
平成28年4月1日 （注）2．	1,686,700	3,373,400	-	653,541	-	621,996
平成28年4月1日～ 平成28年8月23日 （注）1．	27,800	3,401,200	6,533	660,074	6,533	628,529

（注）1．新株予約権の行使による増加であります。

2．平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 至	平成26年10月1日 平成27年9月30日	平成27年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩田 巨人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 原田 知幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 巨 人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 原 田 知 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 5 日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 巨 人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 原 田 知 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。